

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第127号

チケットの転売に関するトラブルにご注意！

国民生活センターによると、コンサートやスポーツなどの興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増えています。現在、「ラグビーワールドカップ2019」日本大会が開催されていますが、2020年には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が日本で開催されることから、今後トラブルが増加する恐れがあります。

【県内事例①】

7か月前、チケット転売業者からラグビーの観戦チケットを購入した。先日の新聞報道で、非公式サイトで購入すると問題があると知ったが、入場できないのか。

(40代 女性)

【県内事例②】

SNSを見ていたら、ラグビー世界大会のチケット販売の広告が出ていた。公式サイトは売り切れだったので、非公式サイトでチケットを2枚購入した。しかし、最近、公式サイトで調べたところ、当該サイトで購入したチケットでは入場できないことがわかった。心配なのでキャンセルしたいが方法がわからない。

(50代 男性)

アドバイス

- 1、転売チケットは、規約において、利用できないように無効にしたり、入場時の本人確認により入場できない恐れがあります。転売チケットを購入する際は、興行主や主催者のチケットの規約をよく確認しましょう。
- 2、チケット転売仲介サイトでは、チケットの価格や手数料が高額であったり、転売禁止のチケットだと気づかずに購入した場合に、キャンセルしたくてもできないケースがあります。価格やキャンセルに関するルールなどを十分に確認してから購入しましょう。
- 3、不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）にご相談ください。



☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999